

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
税理士
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1-13 サンセットビル
TEL 06(6772)7770
FAX 06(6772)7740
http://www.share.gr.jp/

第53号

2016年10月

トモダチの救援

所長 林光行

東日本大震災のあった2011年4月の本誌42号巻頭言を思い出しています。幾万もの人が、肉親を喪った悲しみのなか、飢えと寒さに震え、更には放射能に怯えている。そんな時に、毎日新聞のコラムが伝えてくれたことです(以下、一部の要約です)。

■ 国外では、義援金と激励の言葉を日本大使館に寄せたマレーシアの孤児たち。被災地の子供たちにと日本領事館にサッカーボール10個を寄贈した地中海性貧血を患うパキスタンの子供たち。空き缶に小銭を集めたブラジルの貧しい地区の生徒たち等々。

■ 日本では、惨状に驚く米救援隊員に、「何もありませんが」と煎餅を差し出した倒壊した店の女主人。搜索活動の中国援助隊員に「遠くからありがとう」とアメや菓子を手渡した住民。「援助隊なら」と代金受領を拒みカップ麺やおにぎりを提供したコンビニ…。

支え合って生きる人間の素晴らしさに、胸が熱くなりました。しかし、あの時、日本政府の要請で援助に駆けつけて「トモダチ作戦」に従事していた米軍艦艇は、福島沖で高濃度の放射能雲に包まれました。現在、その水兵たちに甲状腺がんなどの発症が続いています。

健康悪化で働けなくなった水兵には、勤続期間が短いため何の補償もなく医療費も払えない人も多く、亡くなった方も7人おられます。これら水兵が被曝に対する損害賠償を求め、2012年に東電に対して訴訟を起こしました。現在原告は約400名となっています。

問題は単純だとは言えません。トモダチ作戦には日米同盟の意義を再認識させ、中国などに対して米国の存在を示す意図もあったと米国は認めています。また、被曝と発病との間の因果関係も立証されていません。

先月、米国で開かれた口頭弁論で、日本政府が東電の助言人として「被曝は米軍の責任」と述べました(週刊金曜日9月3日)。その記事を読んだ小泉元総理は、「恥ずかしいよ。日本のための救援活動だったんだろう? アメリカの裁判官もあきれたって」(毎日新聞10月3日)。

科学的根拠なしに放射線被害を言うのは無責任では?との記者の問いに、小泉元総理は、「現に苦しんでいる人がいる。支援するのが私の常識だ」。

単純明快な良識だと思います。「米軍」や「原発」への賛否が問題ではありません。今、苦しんでいるのは、救援に駆けつけてくれた、現に生きている個々人です。

~ CONTENTS ~

○ 交流 第45回 宝山寺福祉事業団……………	2
○ 経営倶楽部 第92回「憲法について考える」……………	4
第93回「マネジメントゲーム」……………	6
○ KS経営研究会 飯田祐士さん……………	7
○ 税制トピックス……………	8
○ 確定拠出年金・キャリアアップ助成金……………	10
○ 新しい二つの会計監査・社会福祉法改正……………	12
○ 内部通報 公益通報者保護法の視点から……………	14
○ 寄稿 ~ 成人年齢の引下げに思う ~……………	15
○ 寄稿 ~ ベトナム・フィリピンを訪問して ~……………	16
○ 寄稿 ~ 意外と身近な発達障害 ~……………	17
○ ひと「自由をこよなく愛し、無私の心で」……………	18
○ 一筆啓上「原発の採算性をどう見るか」……………	20
○ 保活をなめました……………	21
○ 読者の皆様からのお便り……………	22
○ ANAセミナーの感想とご案内……………	23

10月 - 3月の税務

10月31日	8月決算法人の確定申告期限
11月10日	10月分源泉所得税の納付期限(以降毎月10日)
11月30日	9月決算法人の確定申告期限
1月4日	10月決算法人の確定申告期限
20日	納期の特例の源泉所得税の納付期限
1月31日	11月決算法人の確定申告期限
	支払調書・法定調書合計表の提出期限
	給与支払報告書の提出期限(各市町村)
	償却資産税の申告期限(各市町村)
2月28日	12月決算法人の確定申告期限
3月15日	平成28年分所得税、贈与税の確定申告期限
31日	1月決算法人の確定申告期限
	平成28年分個人消費税等の確定申告期限

第45回 交流

社会福祉法人 宝山寺福祉事業団



今回の交流は、奈良県で老人福祉施設と児童福祉施設など20を超える施設を営んでおられる宝山寺福祉事業団の辻村泰範理事長を訪問させていただきました。宝山寺福祉事業団様には平成22年に奈良県社協主催の経営改善プログラムに参加されたときに初めてお会いし、その後、林光行は経営協(社会福祉法人経営者協議会)などで辻村理事長には大変お世話になっています。(税理士・中小企業診断士 前田 有太可)

※ 宝山寺と滝寺

生駒山は巨大な盤座と滝があり古来から霊山として知られていました。1678年に生駒山で湛海さんという方によって開かれたのが宝山寺です。その後、湛海さんが大きな滝があって観音さんの霊場にふさわしいところとして開かれたのが「滝寺」です。明治初めには陽明学者岡村閑翁さんが「滝寺」で学校を開き、大正時代まで近畿一円から生徒が集まったようです。

この「滝寺」が当法人の発祥の地です。

※ 進駐軍に説教される

戦後、奈良にも進駐軍が来まして、市内に米軍のキャンプがありました。街に孤児や生活困窮者があふれている現状を見て、進駐軍は奈良のお寺の住職らを集めて、「お前ら何をしてるんや」と説教したらしいのです。それを受けてすぐに福祉活動を始めたのは宝山寺と同じ真言律宗の西大寺です。真言律宗の開祖は鎌倉時代の叡尊さんで、西大寺のほか、般若寺、元興寺、浄瑠璃寺、法華寺など南都の古いお寺を復興された方です。叡尊さんは病者・貧者への救済事業を熱心になされた方で、その歴史は同じ宗派の人はみな知っていて、気分としては脈々とつながっていました。

西大寺と宝山寺とは住職を兼務してまして、うちの親父は宝山寺住職の一の弟子やったものですから、戦後復員して高野山大学に行ったのを呼び戻されて、資金はお寺が出すからここ滝寺に孤児らを集めて一緒に暮らせと言われて始めたのが、愛染寮です。

※ 愛染寮を開設

愛染寮は、昭和21年に父・辻村泰圓が滝寺の庫裏で児童養護施設として始めました。始めたときは生駒駅から寺まで家はたった2軒しかなかったそうです。父27歳、母20歳、新婚さんでしょ。どないなるやろと思っていたそうです。最初5人入ってきて、翌年私が生まれ、いっぺんに子どもは私を入れて6人になった

わけです。親戚の人や父の大学の友人に手伝いに来てもらい、施設というより一緒に育った大家族でしたね。

その後、父は滝寺と元興寺の住職も兼務して、元興寺の復興工事ができた昭和30年に奈良市内の元興寺に引っ越しました。愛染寮にいる子ども達の中で高校に通う子らも一緒でした。私は大学も下宿せず自宅から通っていましたので、ずっと大家族のままでした。

※ 極楽院保育所

父は「元興寺も何かせなあかん」ということで保育所をすることになり、それが奈良市初の保育所となる極楽院保育所です(昭和24年創設)。そこは長い間公立民営の形をとっていました。というのは進駐軍が福祉の仕事は民間にはさせるなという通知を出していたからです。根底に「福祉は公の責任」という考えがあったようです。自ら建てた施設を市に寄付をして、市から借りて運営するという形を取っていました。

※ 社会福祉法人に

昭和27年に社会福祉法人にしました。「福祉事業団」って、少しおかしい名前ですが、色んな事業ができるようにとの思いで名づけたようです。

当初始めた児童養護施設は、当時は3歳児からでしたから「ほな小さい子はどないなんねん」ということで、3歳児未満の孤児を養育する乳児院も始めました。

昭和44,45年に特別養護老人ホームの緊急整備計画が出されて、うちの親父は厚生省によく行ったので、「お前もひと肌脱げ」と言われ、そのときにできたのが特別養護老人ホーム「梅寿荘」です(昭和47年創設)。



※ 仔鹿園

そのうちに障害をもっている人の声が大きくなり、「奈良は修学旅行のメッカやけど障害者の団体は見たことない」と言われました。当時、民宿が流行っていて、元興寺も民宿をやっているし、障害児を泊めて

もられへんやろかと依頼がありました。構造的に車椅子が通れない。知っているホテルや旅館の人に訊いても、そんな無理やということで、「そら何とかせなあかん」という話になって、障害児が泊まれる施設を作りました。当時、そのような事業に法制度も整備されていなくて、国の補助金はありませんから、民間の団体で助成してくれるところはないかと探し、厚生省に紹介してもらって船舶振興会に助成をいただきました。また、融資も法制度にないので貸せないと言うんです。厚生省から「特別なモデルだから」と言われて貰って借入ができました。それが障害児福祉センター「奈良仔鹿園」です(昭和52年創設)。当時は結構ニーズがあり熱を入れて宿泊をやっていたのですが、そのうち知的障害児の通園が増え待機も多くなって、宿泊に手が回らなくなり、今は宿泊はやっていません。

※ 父・泰圓

父は怖い人でした。父は小さいときに父と母を亡くし、頭はええけどやんちゃで、中学のときに香川県から宝山寺に来させられました。戦中は陸軍中野学校に行ってたせいか、器用で興味の範囲が広いんです。親父が元興寺の住職を兼務してましたから、滝寺の裏に元興寺文化財研究所の保存科学センターを設立しました。発掘などで出てきた資料を水につけていたのですが、それではどうにもならん、何か保存処理する方法を考えなあかと、難しい化学の話が平気な顔でしてましたわ。藤井寺の修羅や稲荷山古墳の鉄剣の処理もここでしました。また、新しい物好きで、極楽院保育所ができた昭和26年頃通園バスを走らしたんですけど…ダットサンの小型車を改造して走らしてな。当時通園バスなんかどこにもないので、子どもが大喜びでした。



※ 父の急逝

その親父が59歳で亡くなったんです。アメリカ視察の帰途機上で脳動脈瘤破裂でした。私は31歳。まだ結婚して子どもがいませんでした。立派なお棺に入って帰ってきたんですけど、まさに晴天の霹靂でした。お袋はそこから塞ぎ込んで3年間鬱で寝込んでしまいました。私らは若かったし、世間知らずだからショックが少なかったんかもしれません。当時「仔鹿園」の園長になって2年目でしたが、父・泰圓の遺志は私が

継がなければならないと決心しました。

※ 興法利生

悟りに至る前、つまり修行している人は、菩薩という段階を経て、如来、仏陀になるんですけど、大乘の菩薩は皆を助けなあかんというもので、菩薩と呼ばれる人は自分に悟る能力があっても、自分だけ悟るということはしまへんです。これは真言宗が一番中心にしている理趣経というお経に書いてあります。

叡尊さんはそれに感銘を強く受けて、困っている人を救わなあかんと思われたんです。また、文殊信仰に傾倒されました。文殊さんは知恵の仏さんです。文殊さんは身を貧窮孤独の姿で目の前に現れる。つまり、貧しい子供や老人の姿で現れる。その人らを文殊さんに思えと。知恵を得ようと思ったらそういう人たちに布施なさい。ただ、やればいいというものではない。ちゃんと戒律を授けなさい。それが「興法利生」です。今に置き換えますと、「正しい生活規範を広め、苦しんでいる人たちを支援すること」となります。

※ 月曜会

我々は戦後の大変な混乱期に巡り合って、何とかせなあかんと思うたんです。始めたら徐々に広がってきて、気がついたら色んな種別の施設ができてきて…社会福祉法人になり、今や法人として経営が求められ、そして改正社会福祉法…どないなるんでしょうね。

うちは施設長が18人、職員が700人おります。法人やいうても、どこで何してるかわかりませんね。そこで毎週月曜日に「月曜会」と称して施設長全員が集まり色々情報交換しています。他に年に一度は施設長、主任クラスを一堂に会する「年頭連絡会」や各施設が取り組んでいることを発表する「法人研究発表会」など皆が集まる機会を設けるようにしています。

※ 「興法利生」という理念に立つ

昨日の主任研修で「興法利生という理念を掲げていることを自信と誇りを持ってほしい」と話しました。「興法利生」という理念に立っていれば事業は広がらざるを得ないですよ、そこにニーズがあれば。わざわざ広げていこうという気はないんですけどね。今までも。時代が変わってきて、こんなことあんたとこ出来るんちゃうか?と言われ、他よりもあんたとこの方がええわと言われたら、それは応えていかざるを得ないかなという非常に消極的な発展(笑)です。

世界の中の日本国憲法（岩崎 博之先生）



先ほど、日本国憲法の制定過程で見たように、日本国憲法は政治の中で生まれたものであり、非常に政治的なものです。そのため、日本国憲法は大陸法(ヨーロッパ)

及び英米法(イギリス、アメリカ)のそれぞれの影響を受けており、解釈が非常に難しく、複雑なものとなっています。いわば、ごちゃまぜの憲法であるということが言えます。

■ 民主主義とは何か？直接民主制と間接民主制 ■

憲法を論じるにあたっては、民主主義とは何かということを考える必要があります。民主主義の制度としては直接民主制と間接民主制があり、日本では両方を取り入れています。例えば、地方自治体の首長の選挙は直接選挙制ですが、日本の総理を決めるのは間接民主制となっています。国政における決め事は多数決によっており、不利益を被った場合には裁判所に訴えることとなります。さらに、不満を持つ国民は選挙により、政権交代を図ることができるという仕組みとなっています。なお、安全保障問題は高度に政治性を有するため、裁判所では判断を行わないのが実情です。

■ 憲法はそれぞれのお国柄を反映している ■

世界の中の日本国憲法ということで、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本の4か国のそれぞれの国の憲法の特徴を紹介します。

ドイツの場合、ワイマール憲法がありましたが、ナチスドイツの台頭を許してしまいました。そのため、現在の憲法では自由主義・民主主義を防衛するために、国民に憲法への忠誠を誓わせることにしています。表現の自由や結社の自由を自由主義・民主主義を攻撃するために乱用する場合、当該個人は人権を喪失することになります。

イギリスの憲法は憲法典がなく、憲法に類するような法律があり、憲法の代わりとなっています(不文憲法)。これはイギリスが長い期間をかけて制度を育んできたという背景があると考えられます。

アメリカの憲法の特徴は違憲審査制にあります。通常の裁判所が違憲かどうかの判断を行うことは、多数の意見で決めた法律等に対し、少数の裁判官が違憲判決を出すことという点で、極めて特徴的です。

日本もこの制度がありますが、違憲判決には消極的となっています(一票の格差問題等)。なお、ドイツでは違憲かどうかの判断は専門の憲法裁判所が行います。

日本の憲法の特徴としては平和主義(9条)に触れないわけにはいきません。これはやはり被爆国であるということが大きいと言えます。

4か国の憲法の特徴を見ましたが、憲法は各国の歴史的な背景や政治思想等を反映しており、各国のお国柄があらわれていると言えます。

*〇〇*〇〇* パネルディスカッション *〇〇*〇〇*

後半は、講師の方に加えて参加者の方にもパネラーに加わっていただき、パネルディスカッションを行いました。憲法についての議論は政治思想が絡むデリケートな部分もありますが、活発な意見交換が行われました。代表的な質疑応答や意見を以下で紹介します。

☞ 立憲主義における憲法とは何か？

憲法は、人権を守るために、主権者たる国民が国家権力を縛るためのもの。したがって、憲法を守るのは国民ではなく国家権力。一方、法律は国家権力が作り国民が守るもの。その意味で、自民党改憲草案は問題があるのではないかと。

☞ 押し付け憲法論について

押し付けかどうかは問題ではなく、良いものは良いと考えるべきではないかと思う。個人的には日本国憲法は非常に良いものと思っているので、今の日本国憲法を大事に育てていくことが重要ではないかと。

☞ 憲法改正の手續について

憲法改正は96条に規定されるように各議員の総議員の3分の2で発議し、国民投票の有効投票の過半数で成立する。有権者の過半数ではない。

☞ 憲法を自分たちのものする必要があるのでは

日本国憲法を自分たちで作る過程を経ることが重要なのではないかと。今の憲法を国民投票等で承認を得ることはできないのか？



【ご意見・ご感想】

◆ 改憲か護憲かということを考える前に、今の憲法の内容を理解することが必要だ。 ◆ 日本国憲法は米国に押しつけられたと言われがちだが、実際は日本人の関与が少なからずあった。 ◆ パネルディスカッションでいろんな意見を聞いてよかった。

経営倶楽部

第93回経営倶楽部

平成28年7月16日・17日

『マネジメントゲーム』 講師：税理士・中小企業診断士 前田 有太可



『マネジメントゲーム』は、参加者一人一人が会社の社長となり、ゲームを通じて経営感覚や財務スキルを身につける研修です。25年4月の初開催以来、年一度の恒例行事となり、今回は申込開始から2日で満員御礼となりました。経営(ゲーム)が上手くいったかどうかとは別として様々なことに気付かれたようです。お寄せいただいた感想を紹介させていただきます。(編集部)

◆ 経営基礎講座受講生

山田 将史 様

私は座学が苦手なのですが、そんな私でも疑似体験をすることで、身を持って「目標を具体的に設定することの大切さ」を学びました。1期目は、自分なりのやり方でゲームを進めました。他のプレイヤーの店がアクシデントで全焼したり、在庫が多く残ったりして赤字になり、私自身も大きく赤字になりました。1期目が終わると、決算フローシートを記入し、どのようなことに資金を使い、利益をあげたかということ、細かい数字を出して考えました。

2期目になるとそれぞれが店舗を増やしたり、競売力をあげ商品を売ったりと白熱しました。黒字になる方もおられましたが、私はまだ赤字でした。

3期目が始まる前には事業計画を立てました。まず利益の目標を決め、それを達成するためにどの商品をいくつ、いくらで売するのか、また自分の順番が回ってきたらどのように行動するかを細かく具体的に計画しました。すると、気持ちいいくらいに利益が出て、黒字になり、最終的に私の会社はV字回復しました。



私は、大きな目標を定め、それに向かうために小さな目標を幾つも立てることの大切さを体感できました。自分の目標の立て方が大きく変わったのを感じました。

◆ ダイコー自動車整備株式会社 熊谷 幸祐 様

私は、マネジメントゲームを異業種交流会や他のセミナー等でやったことがあったこと、経営の中の数字がすごく好きで、自信もあったため、今回は「利益最大・経費最小」を目標にして取り組みました。

市場で他社と競合しても最高の値段で販売できる様、店舗と人員の充実・セールス教育・広告を最大限に生かした経営を目標としました。ところが、安売りが多いグループだったので、販売できないケースもあり、思うように売上を伸ばせず、ずっと「喉に小骨が刺さ

った」様な感じでした。今回は過去の経験をうまく生かせなかったのです。マネジメントゲームにはいくつか種類があって、そのゲームの特徴を早く掴む必要がありました。今回のゲームでは「C商品(価格が安く、市場が大きい)をより安く仕入れ、高く売ること。独占販売の体制を早く作ること」が重要だったと思います。そのことに気付いたのは最終ゲームの途中で、会社の方向転換が間に合いませんでした。

今回は、「経営者は固定観念にとらわれず、いかに臨機応変に対応できるか」を問われていると感じました。ものすごく勉強になりました。

◆ 市立芦屋病院

山下 由紀子 様

マネジメントゲームは、個々人が経営者となって売買を行い収支を記載していくという、一見単純なゲームですが、今回2つの学びを得ました。

1つ目は、会計の学びです。受講前は、貸借対照表と損益計算書の見方がほとんど分かっていなかったのですが、集中して電卓と表を睨めっこしながら計算を繰り返していくうちに、「これとこれは、そこで繋がるのか〜」と腑に落ちて、貸借対照表と損益計算書が「見えて」きたのです。既に出出来上がった表ではなく、自分で計算し、書いて、作り上げた表だからこそ、お金の流れがよく見えたのだと思います。

2つ目は、自分自身がよく見えました。

のめり込んでくると、周りが見えず聞こえず状態に。大きな収入を得る大チャンス



を逃していたり、同じグループの参加者が教えて下さったチャンスを、意固地になりアドバイスを反故にしたり、熱くなると周りが見えなくなる自分、柔軟でない自分に気付きました。「立ち止まって、冷静に、見る」、「素直に受け取る」、この実践が日々の目標になりました。

Key for Success

第27回KS経営研究会



KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回の発表は26期生の(株)スプレッド代表の飯田祐土さん。南堀江、アメ村等でメンズセレクトショップを経営され、今秋新店出店の予定です。飯田さんのお話や人柄に一同感動！遊びも含め全ての体験が結実して今があると感じました。以下、34期生の“まーや”こと、高橋摩耶さんのレポートです。

★ ☆ 自分の“好き”から始まった ☆ ★

年頃になれば誰もが一度は思う「オシャレしてモテたい!!」気持ちから服が大好きだった飯田さん。高校卒業後、「広島から飛び出したい」願望から大阪の専門学校へ。将来はコンピューターグラフィックの仕事をすると思っていたそうです。それでも好きなアパレルの仕事をしたと思い、無事大阪のアパレルメーカーに勤めたものの、会社の経営が危うくなり、次をどうしようかと悩んだとき、「アパレルの就職先ってあるの?」「無いなら自分で創ろう!」と、2005年に心斎橋のアメ리카村に記念すべき第1店舗目をオープン。8年後から1店舗ずつ増やし、現在4店舗、今年2016年11月に、それらの一部店舗を統合した売場面積40坪に及ぶ店舗をオープンされます。

★ ☆ 販売戦略は“超顧客商売” ☆ ★

独立開業して1年後、スタッフたちと真剣に考えたのは販売戦略。お店は基本的に「いらっしやいませ」の受け身の商売。「どうすればお店に来ていただけるのか?」「次また来たいと思っていただけるか?」等々。

出た答は、“超顧客商売” いわば“ライフスタイルのおもてなし”。例えば、美味しいお店やデートスポットの紹介から恋愛相談まで、一人ひとりのお客様に今何が必要なのか親身になって一緒に考え、商品以外の付加価値を提供する。「お客様」というよりお友達になって、携帯で連絡し合えるようになりました。その結果、カレンダーに来店予定を書き込めるようになり、予算も達成できるようになったそうです。

「洋服以外の会話」「仕事以外の経験」が大事、「お客様に喜んでもらえる」と『嬉しい』、それを続けよう」とスタッフに常々言っているそうです。

お客様の中には、11年通い続け、息子さんもお客様となって家族で来店される方もあるそうです。

★ ☆ 発信は今おすすめのInstagram ☆ ★

飯田さんは、FacebookやTwitter等のSNSも活用しておられますが、今のおすすめはInstagramです。

Instagramは匿名でもよく、写真を貼り付けるだけなので、Facebookよりも軽い感じで情報発信することができ、個人の日記や記録、ビジネス、言葉で表現するのが苦手な方も簡単にできるとのことです。また#(ハッシュタグ)というキーワードを入れる機能を上手く使うことで、沢山の人の目に入り選んでもらえます。「#を20個考えてください」と飯田さん。自分だけのキーワード。考えるだけでもわくわく♪ 私もInstagramでリアルタイム写真を発信してみようと思いました。

★ ☆ 今年11月オープンの新店舗 ☆ ★

南堀江の立花通りに面した新店舗は、ライフスタイルショップとして雑貨も扱い、家族で楽しんでもらえるお店にされるそうです。問題は、売場面積が大きくなることで、これまでのお客様に超顧客サービスができなくなる可能性があることです。そのため、夜8時からは店内でバーの営業もし、イベントも企画されるそうです。今までのお客様と友達付き合いのコミュニケーションを続けたいからです。

♣ 私自身、自分の服がなかなか選べません。でも、自分にぴったり似合うお気に入りの服やアクセサリーは、身に着けるだけで、その日一日を幸せな気持ちにしてくれます。

♣ 飯田さんは、お客様に似合うものはハッキリと似合う!と後押しし、ちょっと微妙なものは、よりその人に似合うものを紹介。それは売るためではなく、お客様の幸せを思っていること。そんな飯田さんだからこそ、古いお客様も新しいお客様も飯田さん達を必要とされるのではないのでしょうか。

♡ 飯田さんの楽しい夢を詰め込んだお店。きっと素敵なお店になるでしょうね。飯田さんありがとうございました。

(株)スプレッド WEB SITE <http://spreadinc.net>
Instagram アカウト [delight_osaka](#)

税制トピックス

既に運用が開始されているマイナンバー制度ですが、

税務実務では今年の年末調整から本格的な取扱いが始まります。本稿では、これら年末調整に関するマイナンバーの取扱いや今年から提出が始まった「財産債務調書」、平成28年7月1日から施行されている「中小企業等経営強化法」による支援措置、そして、消費税率10%への引き上げ時期延期に伴う税制上の措置について取り上げました。(税理士 古田 茂己・公認会計士 田中 雄介)



平成28年分年末調整等とマイナンバー

マイナンバーの取扱いは慎重に

平成27年10月から国民1人1人に対してマイナンバーの通知が始まり、平成28年1月から順次運用が開始されています。税務分野で直接関係するのは、今年の年末調整からとなり、「給与所得者の扶養控除等申告書」には、従業員本人だけでなく、配偶者及び扶養家族のマイナンバーも記載が必要です。ただし、事前に従業員からマイナンバーの提供を受けている場合は、本人が扶養控除等申告書の余白に「個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者が個人番号を確認後、確認した旨を表示すれば扶養控除等申告書にはマイナンバーの記載は不要です。必要以上にマイナンバーの提供を受けないことで管理負担は軽減できます。

給与支払者は従業員の本人確認が必要

マイナンバーを従業員から取得する際には必ず本人確認(番号確認+身元確認)が必要です。個人番号カードならそれ1枚で足りませんが、通知カードの場合は運転免許証などで身元確認が必要です。ただし、担当者が身元確認は必要ないと判断した場合は、番号確認のみでも可能です。また、配偶者や扶養家族の身元確認は、給与支払者が行う必要はありません。

源泉徴収票や支払調書に関する留意事項

受給者交付用(本人渡し)の源泉徴収票にはマイナンバーの記載が不要ですが、市町村提出用及び税務署提出用には必要です。また、1月末までに税務署に提出する「不動産使用料等の支払調書」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等の法定調書には、大家さん(個人に限る)や税理士等支払を受けた者のマイナンバーを記載します。大家さん等からマイナンバーを入手するのは困難かも知れませんが、少し早めに準備をはじめておく方がいいかもしれません。なお、マイナンバーの管理等については、シェアリングレター51号の10・11頁をご参照下さい。

「財産債務明細書」から「財産債務調書」に

従来、一定の所得がある個人は、確定申告時に「財産及び債務の明細書」を提出していましたが、これに代えて平成28年1月1日以降は「財産債務調書」で提出することになっています。その年の12月31日において提出基準に該当する人は、翌年3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

提出対象者は絞られました

①その年の所得金額が2,000万円超(退職所得を除く)かつ②その年の12月31日において有する財産の合計額が3億円以上、又は同日において有する有価証券(株式、投資信託等)・未決済のデリバティブ取引等の合計額が1億円以上が提出基準となりました。従来は①のみでしたが、②が追加されたことにより提出すべき対象者が絞られたと言えます。

記載事項はより詳細に

記載すべき事項は、氏名・住所・マイナンバーに加えて、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等で、有価証券は銘柄ごとに記載します。また、価額は「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。提出対象者が絞られたかわりに「国外財産調書」と同様の詳細な記載が求められるようになりました。なお、個人事業主の場合、事業用もプラスの財産とマイナスの財産(負債)の両方を記載する必要がありますので、ご注意ください。

期限内に提出すると少しだけメリットが...

財産債務調書を期限内に提出し、その財産債務調書に記載がある財産又は債務に関する所得税・相続税に申告漏れが生じても、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の加算税等が5%軽減されます。しかし、財産債務調書が期限内に提出されていない場合、又は期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合に、所得税の申告漏れが生じたときは、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の加算税等が5%加重されます。



消費税率引上げ時期変更に伴う税制上の措置

消費税率10%への引き上げ時期が2年6か月延期され、平成31年10月1日に変更されました。その変更に伴い、以下についても導入時期等が延期されました。

関連税制措置等の内容		延期時期
1	軽減税率制度 飲料品の譲渡(酒類、外食等を除く)等を対象に消費税率を8%とする制度	平成31年10月1日
2	売上又は仕入税額等の特例制度 軽減税率制度の導入後の一定期間、原則税率と軽減税率の税率ごとに売上又は仕入を区分することが困難な中小事業者に、税額計算において簡便計算適用を認める制度	平成31年10月1日
3	インボイス方式の導入時期 適用税率や税額などが記載されたインボイスを導入し、適正な仕入税額の計算を行う制度(適格請求書発行事業者の登録申請受付開始時期は平成33年10月1日に延期)	平成35年10月1日
4	総額表示義務の緩和の期限 原則、税込みで表示することになっているが、消費者に誤認されないための措置を講じていけば、税抜価格で表示することを認める制度	平成33年3月31日
5	住宅ローン減税の適用期限 一定の要件を満たす認定住宅の場合等で、10年間合計で最大500万円が税額控除される制度	平成33年12月31日

中小企業等経営強化法による支援措置

平成28年7月1日に中小企業等経営強化法が施行されました。中小企業者等は、「経営力向上計画」を国に提出し、認定を受けることで固定資産税の軽減措置や金融支援を受けることができます。

計画書には、①自社の概要、②経営状況等の現状認識、③経営力向上目標等の程度を示す指標、④経営力向上の内容等を記述しますが、実質2枚程度で、作成に多大な手間と時間を要するものではありません。また、商工会議所や認定経営革新等支援機関から計画策定の支援を受ければ、よりスムーズに計画書の提出が可能となります。(林事務所は認定経営革新等支援機関です。)

中小企業庁の発表では、8月24日時点で既に482の事業者が認定を受けたそうです。

固定資産税の軽減措置は赤字事業者でも大丈夫!

中小企業者等が認定を受けた計画に基づいて機械装置を取得した場合、固定資産税の課税標準が3年間2分の1に軽減されます。利益に係る税金ではありませんので、赤字事業者でも利用できる点がミソです。

ただし、対象となる機械装置は、1台又は1基の取得価額が160万円以上の新品でないといけません。補助金を受けて圧縮記帳する場合は、取得価額は圧縮記帳前で判断します。

更に旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上向上する機械装置であることが要件となっていますが、製造メーカーに申請すれば、工業会等から証明書が入手できます。また、認定前に機械装置を取得するのは可能ですが、取得日から60日以内に計画が受理される必要があるのでご注意ください。

軽減措置あり	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社製作機械装置 ・ オーダーメイド品 ・ 国等からの補助で取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕(資本的支出もダメ) ・ オペレーティングリース(ファイナンスリースは可)

当該機械装置の取得要件を満たす場合、生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制による特別償却若しくは税額控除の要件も満たす可能性があります。これらの税制と今回の固定資産税の軽減措置は重複適用可能ですので、是非そちらもご確認ください。

金融支援は事前に相談を

計画が認定されると、商工中金独自の融資制度による低利融資や、民間金融機関から融資を受ける際の追加保証や保証枠拡大といった支援等も受けることができます。ただし、計画の認定を受けさえすれば自動的に金融支援を受けることができるのではなく、別途、各金融機関等の審査が必要ですので、計画書提出前に各金融機関等へご相談ください。

わたしたちも受けられる?!

固定資産税の軽減措置の適用対象者は、租税特別措置法の中小事業者及び中小企業者なので、資本金又は出資金の額を有する法人の場合、それらが1億円以下であることが条件となり、資本若しくは出資を有しない法人及び個人の場合、常時使用する従業員の数が100人以下であることが条件となります。社会福祉法人や医療法人もこれらの要件を満たせば適用対象です。

詳細は中小企業庁のHPでご確認下さい。

確定拠出年金

確定拠出年金制度は、加入者が自分で年金の運用方法を選び、その成果が加入者の年金給付額に反映される制度です。上手に運用すれば受け取る年金額が多くなるとともに、税制上の優遇措置の効果も大きく、ゆとりあるライフプランを実現するために有効な制度といえます。

確定拠出年金制度(個人型)の概要と税制メリット、加入時の留意点等を説明します。(税理士・CFP 小林 匠)

確定拠出年金とは

確定拠出年金(以後「DC」、Defined Contribution Planの略)は、企業や個人が拠出した掛金と、その運用収益を基に将来受け取る年金額が決まる制度で、「企業型DC」と「個人型DC」があります。「企業型DC」は企業が掛金を拠出して、企業が労使の合意に基づき規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受け自社の制度として導入します。「個人型DC」は個人が掛金を拠出しますが、個人の任意で加入することができ、加入手続きが比較的容易であるので、今回は「個人型DC」に焦点をあてて説明します。

個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入対象者

従来の加入対象者は、自営業者などの国民年金第1号被保険者と、サラリーマンなどの第2号被保険者のうち企業年金等に加入していない方です。しかし、平成29年1月から加入対象者の範囲が広がり、第2号被保険者のうち企業年金等に加入しているサラリーマンや公務員等、専業主婦などの第3号被保険者も加入できるようになります。また、加入対象者は60歳未満の方に限られます。下図の被保険者区分ごとの加入対象制度の網掛け部分が、今回対象が広がった部分です。

【被保険者区分と年金制度】 ()は掛金限度月額

第1号 自営業者等	第2号 サラリーマン等			第2号 公務員等	第3号 専業主婦等
個人型DC及び 国民年金基金	個人型DC (2.3万円)	個人型DC (2.0万円)	個人型DC (1.2万円) 企業型DC	個人型DC (1.2万円)	個人型DC (2.3万円)
合算で (6.8万円)	企業年金等			退職等年金	
	厚生年金			共済年金	
国民年金 (基礎年金)	国民年金(基礎年金)			国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)

DCの税制上の優遇措置

DCには掛金の拠出時・運用時・給付時それぞれの段階で、税制上の優遇措置が設けられています。個人が拠出する掛金は限度額の範囲で、すべて小規模企業共済等掛金控除の対象となります。また、運用益は現時点では課税されません。さらに、給付時において、年金として受け取る場合は雑所得として公的年金等控除が適用され、一時金として受け取る場合は退職所得として退職所得控除が適用されます。税金のメリットは

その人の所得金額によって異なりますが、掛金拠出時だけをとっても、住民税と所得税を合わせて、年間拠出額の15%以上税額が低くなることも珍しくありません(掛金が年額20万円であれば、3万円以上の節税になります)。

加入にあたっての留意点

掛金額は、月額最低5千円から限度額まで設定することができます。また、掛金拠出の中断や再開はいつでも、金額変更は年1回行うことができます。

個人型DCの申込は金融機関で行い、加入時には年金資産の運用を行う運営管理機関を指定しますが、受付金融機関と同一の場合がほとんどです。運用商品の選択に当たっては、運営管理機関が提示する商品に絞られますので、事前によく検討しておく必要があります(国民年金基金連合会のHPにおいて、運営管理機関を確認することができます)。

また、実施主体である国民年金基金連合会と運営管理機関に対する手数料は加入者が負担しますが、手数料の合計は年額2千円~11千円程度と、運営管理機関により異なります。手数料はできる限り低い方が望ましいですが、運用益のことも考えると運用商品のラインナップを考えることも大切です。また、自分が万一の際の手続のことも考えると、相談窓口の対応なども大切な検討材料です(筆者は家族の安心感と商品ラインナップを考え、手数料の高い大手証券会社を選択しました)。

給付の中心となる「老齢給付金」は、通常60歳から受給することができます。なお、原則として制度から脱退したり、掛金を引き出すことはできません。

おわりに

個人型DCは、金融機関に電話やネット等で問い合わせると、説明書や申込書類一式を入手できます。夜間に電話相談を行っているところもあり、店頭へ赴くことなく加入まで一連の手続を行うことができます。掛金を引き出せないこと等を許容できるのであれば、とても経済的にメリットのある制度だと考えます。

労務管理

～ キャリアアップ助成金・業務改善助成金 について ～

今回は、いわゆる非正規雇用の労働者における企業内でのキャリアアップ等を促進するための「キャリアアップ助成金」と、中小企業に対する支援制度のうち、平成28年8月に拡充された「業務改善支援金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)」をご紹介します。(社会保険労務士 泉谷 功)

キャリアアップ助成金とは

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(以下、「有期契約労働者等」)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため一定の取組を実施した場合に受給できる助成金です。

■ キャリアアップ助成金の種類

次の3つのコースが設けられています。

- ① 正社員化コース：有期契約労働者等を正規雇用・多様な正社員(勤務地・職務の限定や短時間の正社員)等に転換又は直接雇用した場合
- ② 人材育成コース：有期契約労働者等に一般職業訓練等を実施した場合
- ③ 処遇改善コース：賃金規定等の改訂や共通化、社会保険加入等の処遇改善をした場合

■ キャリアアップ計画書の提出

この助成金を活用するには、まず、事前にキャリアアップ計画書を提出する必要があります。

計画書には、最長5年間の計画期間内で実際に行うキャリアアップの内容、対象者、目標、目標を達成させるために講じる措置、計画全体の流れを記載します。また、職員過半数代表の記名・押印が必要です。

■ 主なキャリアアップの助成額(一部)

助成金のコース	取組内容	助成額 ()は中小企業以外
正社員化コース	有期契約労働者を正社員に転換して 6か月経過	1人当たり60万円 (45万円)
	有期契約から無期契約に転換して 6か月経過	1人当たり30万円 (22.5万円)
	有期契約労働者を多様な正社員にして6か月経過	1人当たり40万円 (30万円)
人材育成コース	Off-JT分の賃金助成額(別途、訓練費の一部助成 最大50万円)	1人1時間当たり 800円(500円)
	OJT分の賃金助成額	1人1時間当たり 800円(700円)
処遇改善コース	すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	1事業所当たり 5万円(3.5万円)～
	正規雇用労働者と共通の賃金規定等の導入・適用	1事業所当たり 60万円(45万円)
	週所定労働時間を2.5時間未満から3.0時間以上に延長し社会保険を適用	1人当たり 20万円(15万円)

業務改善助成金とは

平成28年10月1日から最低賃金が引き上げられ、大阪府では25円引き上げられて883円となりました。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善支援金)は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げる中小企業事業者に対して、賃上げに繋がる生産性向上のための設備投資などの経費について、助成金を交付するものです。

■ 支給要件(抜粋)

- ・事業場内最低賃金を引上げる計画を策定し、就業規則等に規定の上、申請後に賃金引上げを行うこと
- ・業務改善計画を策定し、それに基づき生産性向上に資する機器・設備などを導入すること
- ・事業実績報告書等を提出すること

■ 事業場内最低賃金の引上げについて

事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6月を経過していること)について、助成金支給申請後に賃金引上げを行います。引上げ後の賃金が事業場内最低賃金になることが必要です。

■ 対象となる生産性向上のための設備・器具など

機械設備やPOSシステム導入等のほか、人材育成・教育訓練費や経営コンサルティング経費についても業務効率化に資するものは助成対象となります。しかし、職場環境を改善するための経費、社会通念上当然に必要な経費などは除きます。

■ 助成額(大阪府の場合)

事業場内最低賃金額	引上げ額	経費に対する助成率	助成上限額
1,000円未満	60円以上	1/2 (3/4)	100万円
	90円以上	7/10 (3/4)	150万円
	120円以上	※ 3/4 (4/5)	200万円

()は常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の場合
※ は一定の生産性要件を満たした場合

◆◇ ご質問・お問い合わせは ◇◆

☞ 泉谷社会保険労務士事務所 まで
Tel:072-247-9134 携帯:090-3654-9749
izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

■ 新しい二つの会計監査 ～ 医療法人会計監査と社会福祉法人会計監査

平成27年9月に医療法が、また平成28年3月に社会福祉法がそれぞれ改正されました。両改正の共通点の一つが公認会計等による外部会計監査の導入です。しかし同じ会計士監査であっても、それぞれの改革の背景にある社会的要請や、そもそもの制度の成り立ちの相違等から、これら二つの制度は、似て非なるものとなっています。以下本稿では、両会計監査の相違点に焦点を当てて紹介します。(公認会計士 薩摩 嘉則)

医療法人や社会福祉法人に限らず、どのような法人であっても、意思決定機関の付託を受けた機関によって業務執行がなされ、業務執行責任の一環として、意思決定機関への説明責任(accountability)が派生します。そして、その説明責任の正当性を担保するために、監査制度があります。社会福祉法人では、「意思決定機関＝評議員会」、「業務執行機関＝理事会」、「監査機関＝監事」という機関設計になって

います。以下では、監査機関に



■ 内部監査と外部監査

監査は、内部監査と外部監査に分類できます。業務執行機関の「業務遂行状況」と法人内部において備置・閲覧される「情報」である事業報告・財務報告の正当性に関して、監事という内部機関によって実施される監査が内部監査です。しかし、法人が大規模化し強い社会性を帯びてくると、「情報公開」に関する社会的要請が高まってきます。「法人内部の情報」を「法人の内部機関が監査」という内部監査だけでは、「情報」の正当性が担保できなくなり、法人外部の第三者である公認会計士又は監査法人(以下、公認会計士等)による「外部監査」が必要とされることになります。

■ 社会福祉法人に対する外部監査の導入

約2万の社会福祉法人は、国・地方自治体等から多くの補助等を受けており、また税法上の優遇措置を受けている極めて高い公益性を帯びた存在です。このため、所轄庁・利用者等への情報公開を通じた幅広い説明責任を果たす必要があります。

今回の改正では、全ての社会福祉法人に対して省令としての会計基準適用が義務化され、インターネットによる情報公開制度とともに、一定規模以上(平成29年度からは収益30億円以上あるいは負債60億円以上)の社会福祉法人に対する会計監査人制度が導入されました。会計監査人によって適正性を担保された計算書類等の財務情報が、公開されることになります。

■ 医療法人に対する外部監査の導入

従来、約5万の医療法人には情報公開は求められていませんでした。しかし、社会福祉法人と同程度の税法上の優遇措置を受けることのできる「社会医療法人制度」が導入され、この公益性の高い社会医療法人等に対する経営の透明性の確保という社会的要請に対応すべく、今般の医療法改正において、売上高10億円以上等の社会医療法人に対して省令としての会計基準の適用と公認会計士等による外部監査が義務化され、法令等への準拠性が担保された貸借対照表及び損益計算書の官報等による情報公開が始まることとなりました。なお、社会医療法人でなくても、売上高70億円以上等の医療法人の場合には、同じく外部監査が義務化されます。

■ 社会福祉法人と医療法人に対する監査制度の違い

ともに外部監査としての会計監査制度が導入されますが、両者の相違点は、次表のとおりとなります。

摘要	社会福祉法人監査	医療法人監査
機 関 性	公認会計士等が「会計監査人」という法人の機関として監査する	公認会計士等が監査する(機関性がない)
監事監査との関連	会計監査人の会計監査報告等について、監事が相当性の判断を行う	監事・公認会計士等のそれぞれが監査を実施する
決算確定承認権限	原則 意思決定機関である評議員会 特則 会計監査人設置法人は、一定要件のもと業務執行機関である理事会による決算確定が認められる	必ず意思決定機関(社員総会又は評議員会)による
監査上の財務報告枠組(注)	適正表示枠組(財産目録については準拠性)	準拠性枠組

(注) 準拠性枠組では、財務諸表等が一定の法令等の定めにより準拠して作成されていることが要求されますが、適正表示枠組みでは、法令等への準拠性だけでなく、財務諸表等利用者の判断を誤らせないように適正に表示していることが要求されます。

社会福祉法改正

社会福祉法人制度改革も、平成29年4月からの本格施行まであと6か月となりました。会計監査人設置法人の基準等を定める政省令については、9月27日付公示のパブリックコメントで案文が公示され、10月下旬から11月に公布の予定とされています。今回は、政省令(案)の概要と平成28年度の決算スケジュールを中心に紹介します。(税理士 林 竜弘)

♣ 会計監査人の設置義務法人の範囲(政令案)

政令案では、収益額30億円超 又は 負債60億円超の法人に対して、会計監査人監査が義務付けられることとされています。社会保障審議会の検討案では、予備調査を含め、一定の準備期間が必要になることに鑑みて、法人規模に応じて段階的に導入されることとされています。ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが検討されるようです。

年度	特定社会福祉法人等の基準
H29・H30	収益30億円超 又は 負債60億円超
H31・H32	収益20億円超 又は 負債40億円超
H33以降～	収益10億円超 又は 負債20億円超

しかし、仮に収益基準が10億円超になったとしても、その法人数は全法人の1割程度にすぎず、残りの9割の会計監査人非設置法人について、財務規律の向上をどう図って行くのが今後の課題です。

♣ 評議員数に関する経過措置(政令案)

評議員の員数について、改正法施行後3年間は4人以上でよいという経過措置の対象となる法人の基準は、平成27年度決算(既に確定済み)における収益額が4億円を超えない法人と規定されています。

♣ 資産総額の変更登記の期限変更(組合等登記令案)

評議員会での決算承認が必要となることから、資産の総額の変更登記の期限について、会計年度の終了後「2月以内」としているものが「3月以内」に改正されます。実務的には、重要な改正項目です。

♣ 評議員等と特殊の関係者を有する者(省令案)

評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠して、① 事実婚の関係にある者、② 評議員等の使用人となっている者、③ 支配している他の法人の役員である者等が規定されています。

♣ 社会福祉充実計画(省令案)

社会福祉充実計画について、① 計画への記載事項、② 軽微な変更事項等の基本的事項を規定しています。

その他の詳細については通知に記載される予定です。また、控除対象財産額については、今後発出予定の通知により詳細が示される予定です。

♣ 平成28年度の決算スケジュール

若干の余裕を見込みながらモデルケースとして日程を考えてみると、下の表のようになります。

日程	項目
H28年 H29年 3/31	～12月 定款変更(例: 招集通知の期間短縮など) ～ 3月 新評議員の選任 決算日(計算書類等には、事業報告を含みます。)
4/ 1	計算書類等の作成(新評議員の任期開始)
4/24	計算書類等の監事への提出 … (A: 受領から4週間経過)
5/15	附属明細書の監事への提出 … (B: 受領から1週間経過) (A B C のいずれか遅い日まで)
5/22	監事監査報告 … (C: 合意した日) (監事報告を受けて理事会を招集)
5/26	理事会招集通知の発送 (開催の1週間前までに招集通知、定款で短縮可)
6/ 5	理事会(計算書類等の承認)
6/ 9	計算書類等の備置・閲覧(評議員会開催の2週間前)
6/13	定時評議員会招集通知 (開催の1週間前までに招集通知、定款で短縮可)
6/24	定時評議員会(計算書類等の承認/新理事・監事就任)
6/30	所轄庁への届出・資産額変更登記の期限 財産目録の備置・閲覧

監事へ計算書類等を提出してから監事報告までの期間については、理事と監事の間で合意した日とすることも認められていますので、短縮が可能です。

理事会・評議員会の招集通知は、定款の定めにより短縮が可能です。さらに理事会については、理事・監事全員の同意があれば招集通知の省略も可能です。

例えば、5月10日に監事へ提出し、5日後の5月15日を監事報告日とし、その1日後の5月16日に理事会承認～2週間閲覧～5月30日評議員会開催、も可能です。ただし、福祉充実計画を作成する場合には、決算作業と並行して承認手続等を行うこととなりますので、余裕をもったスケジュールを組むことが望まれます。

～ 内部通報 公益通報者保護法の視点から ～



近年、組織の不正・不祥事やその隠蔽が内部告発により明らかとなり、組織のイメージが損なわれる事件が見受けられます。経営者から見て失敗といえる事件をもとに公益通報者保護法を活かして内部的に解決する術を探ります。本事件はフィクションであり、実在する人物とは一切関係ありません。（公認会計士 塩尻隆夫）

あ一夏休み

これは、繁忙期が過ぎサマーバケーションを満喫する公認会計士 市ケ谷 の回りで起きた出来事である。

自宅の郵便受けを見ると昔ながらの一通の茶封筒が届いている。封書には、差出人に関与先の経理のナンバー2である勇蔵の名前と自宅と思われる住所が記されていた。決算は数カ月も先であり、プライベートな雰囲気とする封筒からすると、仕事の話ではなさそうだが、しかし、これが後に世間を騒がせることになるだろうとは、この時点で誰も知らない。

泰平の眠りを覚ます茶封筒、たった1通で夜も眠れず

市ケ谷が封筒を開くと、便箋が2枚入っている。

便箋には、思いもよらない事が書いてあった。重役の灰原が不正をして6億円ぐらい私腹を肥やしていることと、その詳細な手口が記されている。別途、政治家にもお金が流れているのではないかも記してあった。経理部長に相談したところ彼はどうやら黙認するようで協力的ではないようだ。勇蔵は、社長が灰原と公私とも親しい間柄で、勇蔵から社長へ相談しても証拠隠滅されるのではないかと心配しているらしい。これから悪事を追及したいので力になって欲しいとあった。市ケ谷は、これから先のことを考えると、一睡もできなかった。



勧善懲悪なるか

決算と関係のない時期に訪問すると勘ぐられると察した市ケ谷は、就業時間後密かに勇蔵と会うことにした。正義感溢れる勇蔵が灰原を追放したいと言うので、市ケ谷は公益通報者保護法と社内決着を目論む策を説明し、証拠固めの協力を約束した。ただ、今の日本には水戸黄門や遠山の金さんのような勧善懲悪の存在はなく、内部通報しようと決心したら他人任せでは進まないで結果が出るまで頑張りぬくべきことを伝えた。

公益通報者保護法（平成18年4月施行）*****
労働者が事業者の法令違反行為を通報したことで、労働者が事業者から解雇・減給その他不利益な取扱いを受けないように保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するためのものです。

徹底追及・幕引きへ

勇蔵と市ケ谷による地道な証拠保全は連日深夜に及んだが、勇蔵は灰原へ決定的な証拠をついに突きつけた。筆頭株主も同席する会議だけに、灰原の追放は間違いないと思われたが、灰原は部長への降格にとどまり影響力を持ち続けるという呆気ない幕引きとなった。

ところが、同席した一人の人物が結果に納得できず、マスコミへリークするところとなり、社内で決着させる目論見は崩れたのである。TVのワイドショーでの放映、地検の捜査、灰原逮捕まで多くの時間を要しなかった。結果、会社のイメージは致命的に損なわれた。

辛い立場に耐える

内部通報したことで関係者が処分され、改善されても、内部通報をした人間が同じ職場で頑張り続けるのはかなりの努力が必要で、勇蔵も例外ではなかった。勇気を持って正しいことを行った勇蔵は、公益通報者保護制度によりその身分は保証されたものの、通報する前よりも心理的に辛い立場となり、働き続けることができず、退職に追い込まれたのである。

あの時手を打っておけば良かった！

企業イメージは損なわれ、貴重な人材を失い、組織は弱体化し、とても悔やみきれない社長に「なぜ、勇蔵は俺に相談してくれなかったのか」「灰原の不正を止めたかった」「灰原をクビにすべきだった」「事件解決まで会議出席者を口止めすべきだった」「通報後にケアすれば勇蔵の退職を防げた」という気持ちが浮かんでも、引き返すことはできず失ったものは戻らなかった。

数年後、「健全な組織風土を醸成し、通報を受ければ適切に情報を管理するとともに、事実に基づいて厳正に対処し、通報者をケアして公益通報者保護法を活かすことこそ、最高の企業防衛策である」と熱く語る人物が現れる。その人物こそ、雑誌「敗軍の将」で語る、もう戻る場所のない当時の社長その人であった。



寄稿

成人年齢の引下げに思う

弁護士 四宮 章夫 様

1 民法改正案のパブリックコメント募集

平成28年9月1日、成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法改正案を来年の通常国会に提出することを検討している法務省が、改正に関するパブリックコメントの募集を始めた。

18歳以上の未成年者を法律上成人として取り扱おうという動きの手始めとして、昨年6月17日の参院本会議で、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が、全会一致で可決されて、成立し、本年夏の参院選から適用された。

18歳と19歳の未成年者約240万人が新たに有権者に加わったことと自民党の参院選大勝との関係については厳密に検討する必要があるが、私は、戦争時代はおろか、日本社会が戦後民主主義体制(私達の育った時代の素晴らしさが懐かしい)から保守右翼体制に急展開した昭和40年代から同50年代にかけての時代の変化を知らない選挙権者が増加したことが、現在の政治状況を支えているように思えてならない。自民党政権が、この成果に気をよくして、一挙に成人年齢の引下げを目論んでいるのではと危惧される。

そもそも、民法が定める成人年齢については、平成21年に法相の諮問機関である法制審議会が、「18歳に引き下げるのが適当」と答申していた。これを受けて、平成27年8月に、自民党「成年年齢に関する特命委員会」が、民法の成人年齢を「18歳以上」に引き下げることを柱とする提言を発表している。

民法の成人年齢は、未成年者に関する、婚姻に必要な父母の同意の制度、親権者等の法定代理人制度、法定代理人による未成年者が行った取引行為の取消制度等と関係している。

私は、婚姻適齢を認めた未成年者の婚姻について、父母の同意を必要とすることにかねてから疑問を抱いているが、一方、未成年者による取引について、未熟さゆえの失敗をリカバリーさせる制度を撤廃して完全な責任を負担させることにも疑問を抱いている。

2 成人年齢の引下げと未成年者の福祉

自民党は、飲酒や喫煙を18歳から認めることについても、民法で成人年齢が引き下げられた場合には、飲

酒・喫煙年齢も引き下げるのが「妥当」としていた。

しかし、日本医師会の横倉義武会長は、昨年、「医療の専門家団体として容認しがたい」として、提言案を撤回するよう自民党政調会長に直接申し入れを行った。横倉会長は、未成年の喫煙習慣が発達中の脳に悪影響を与えるという研究例などをあげ、「国民の健康の維持増進の視点から断じて容認できない」と指摘。「健康に強く影響を与える政策については、予め医療関係者の意見を聞いて頂くべきで、遺憾な面がある」「強行するならば、医療界をあげて反対運動をしなければならない」と苦言を呈した。その結果、前述の「成年年齢に関する特命委員会」は、解禁を容認する当初案を撤回し、両論併記にとどめる提言案をまとめている。

同時に、公営ギャンブルができる年齢の引き下げも、党内外から猛反発を受けた結果、見送られている。

しかし、それらの改正が強行されない保障はない。

3 少年法改正問題

ところで、それらの問題以上に重要な問題は、少年法の改正問題である。

前述の「成年年齢に関する特命委員会」では、少年法の適用年齢につき現行の「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げを求める考えを示している。

これまでの同委員会ではほとんど異論はなかったとして、ただ、少年法の適用外となる18歳ないし19歳については、「一定の保護措置が必要」との慎重論も多いことから、「若年成人」(仮称)として新たな保護策を設けることを盛り込むことを予定している(ドイツの例を参考に、精神の成熟度などに応じて刑法適用の可否を判断する制度にするよう求めている)。

しかし、少年法は、一般的に可塑性を有するとみるべき未成年者について、その全てに対し、刑罰ではなく保護をもって臨むことにより、社会全体が健全な成長の機会を与えるという目的で制定された法律である。

したがって、20歳未満を未成年者として保護の理念を優先する制度は、詳細な比較法的研究を実施する他、教育学、少年の発達心理学その他の学術的検討と、より大切な社会の在り方についての国民的討議の末でなければ変更すべきではないと、私は考えている。

しかし、審議会等を通じて、政治にからめ捕られている法曹や学者達からは、医師会のような勇気のある発言は期待できないことが残念である。





寄稿

ベトナム・フィリピン
を訪問して

元衆議院議員 熊田 あつし 様

9月前半、ベトナムとフィリピンを訪問してきました。主な目的は、人材交流のための現状視察でしたが、他にも感じるどころが多々ありました。ここではあえて自分の主観で感じた点をご報告したいと思います。

★ 第二次世界大戦の影 ★



9月2日はベトナムにいました。第二次世界大戦戦勝ともなうベトナム民主共和国の建国記念日です。日本にとっては、降伏文書に調印した敗戦の日ですが、滞在中に会った日本人でそれを意識している人はほとんどいませんでした。ベトナムでは反日感情などは全くなく、今年の3月からは小学校で英語に並んで日本語が第一外国語として教えるようにさえなっている、そんな親日的な雰囲気そうさせているのかもしれませんが。

フィリピンではコレヒドール島を訪れました。米軍守備隊が捕虜になりバターン死の行軍へと旅立った島。戦争末期には日本軍守備隊6千名が玉砕した島。激戦の痕跡を色濃く残しつつ観光地への変貌を果たそうとしていました。またマニラ市内では、綺麗に整備された芝生の下に、収集されていない日本人の遺骨2万柱が眠っている場所がありました。そうとは知らない日本人がその上でゴルフを楽しんだりしているそうです。

現在の友好関係は大切にしなければなりません、日本人自身がもう少しその根底にある歴史を学ぶ必要があるのではないかの思いに駆られました。

★ 人材交流の難しさ ★

昨今は、留学生のアルバイト、技能実習、高度人材としての就労など、様々な形で外国人が日本で働いています。少子化で労働力が減少していく日本においては避けては通れない状況です。中でも、入管法の改正で、このままでは数十万人単位で不足する介護人材への門戸を広げようとしています。

しかし、この「介護」という概念、国民の平均年齢が若いベトナムやフィリピンではピンときません。

そこで、「介護士」を翻訳する時に「准看護師」という言葉が当てられたりします。そのため、介護士として日本に来てもらうのにも関わらず、大学の看護学部の学生が日本行きを希望します。

この時、仕事の内容をきちんと説明すればいいのですが、一部には意図的にぼかしたまま人集めする団体もいるという話を聞きました。その結果「話が違う！」ということにもなりかねない状況もうかがえました。

その根底には、日本側に「現地より高い人件費で働けるんだからそれでいいだろう。」という上から目線を感じる部分もあり、そのような姿勢で人材集めを進めていけば、かえって摩擦が生じることになるかと危惧を持ちました。実際の業務内容を正確に伝えることで人材確保が難しくなってしまうかもしれませんが、やはりそこは日本側関係者も誠実に対応すべきでしょう。

☀ アイデンティティー ☀

これはフィリピンでの経験ですが、現地のいわゆるエリート私立小学校に通っている小学生と話した時のことです。彼らは、日常からほとんどタガログ語を使わず、ほとんど英語で会話しているということでした。

私が彼らに「英語ができるのは素晴らしいことだけど、自分の国の言葉も大切にしないと、アイデンティティーを見失ってしまうよ」と話すと、「元々の原住民族、スペイン系、中国系、アメリカ系等、混じっているのがフィリピン。だからアイデンティティーがないのがフィリピンなんだ」という返事が返ってきました。

自国の歴史や文化を大切にしていくことが最も重要だと考えていた私からすると、衝撃的な一言でした。これで自分の考え方が変わる訳ではありませんが、世界にはいろんな背景を持った国があり、それぞれの価値観があるのだということは認識していかなければならないと思いました。



☀ ドゥテルテ大統領 ☀

麻薬の売人を3,000人も撃ち殺し、非人道的な大統領とのイメージでしたが、フィリピン国内での人気は絶大で、「もしそれがなかったら、もっと多くの普通の市民が麻薬や犯罪の犠牲になっていた。大統領のおかげで安心できる街になった」というのが大方の意見のようです。私自身も、何気なくスマホを持って街を歩いていましたが、後から「3か月前なら間違いなくスマホを奪い取られていたよ」と言われました。

治安は確実かつ劇的に改善しているようで、今のフィリピンには必要な大統領なのだろうと感じました。現地を見ずに、外からの評論だけを鵜呑みにしては、本当の姿を見誤ってしまうものかもしれません。



寄稿

意外と身近な
発達障害

NPO法人アズウィッシュ 新田 かなと 様

私どもアズウィッシュは、大阪・京都で成人発達障害者とそのご家族への心理支援と、自立のためのスキルアップ支援をしているカウンセリング団体です。私自身は、二児の発達障害児を育てつつ、民間カウンセラーとして支援活動に携わり、6年ほどになります。

◆ 遠くて近い発達障害

昨今「発達障害」という言葉を耳にすることが増えつつあるのではないのでしょうか。聞いたことはあるけど、結局何だかよく判らない・・・そんな方も多いかもしれません。もし「あなたも、何百～何千人の発達障害児・者と関わってこられたのですよ」と伝えたら、みなさんきっと驚かれることでしょう。発達障害者は、100人に1～2人といわれますから、「これほどの関わりがあったのに、よく判らない」、それが発達障害の不思議のひとつなのかもしれません。

◆ 発達障害って、一体なに？



発達障害の中でも、「広汎性発達障害」あるいは「自閉スペクトラム症」といわれるものは、三つ組の特性で言い表されています。① コミュニケーションの障害 ② 社会性の障害 ③ こだわり行動

①の「コミュニケーションの障害」は、「^{あうん}阿吽の空気が読みにくい」「相手の意図や感情を汲むのが苦手」「友達がうまく作れない」など、日々の会話や関わりに支障をきたします。

②の「社会性の障害」は、「不文律を理解出来にくい」「集団規範(社風や学風など)を正しく理解出来にくい」「年齢相応の行動が取れにくい」など、組織・集団の中での行動に問題をきたします。

こう書くと、誰もが「ああ、自分も人見知りな方」
とか、「人間関係は誰しもが苦労してるよね」と、一般論化してしまいがちです。しかし彼らが抱える困難は、一般の方の人付き合いの苦心とは、そもそも質が違って、周囲とうまくいかないことが、強い自己否定感を積み重ねたり、集団からはじかれようと過度で無理な努力を重ねた結果、うつ病・睡眠障害・不安障害などの精神疾病に至るほどに深刻なものです。

③の「こだわり行動」は、日々の生活習慣に強くこだわったり、何かをやる際、特定のモノや自分のやり方

に固執するなどの行動特性です。前者は新しい事態に想像を働かせての臨機応変な対処が苦手で起こり、後者は感覚過敏や強い苦手があったり、非常に不器用だったり、自らの独自のやり方で工夫を重ねた結果、こうしたこだわりに固執しがちになります。

◆ 発達障害者は、困った人達なのか？

発達障害者の深刻な問題は、安定就労が中々かなわらないことです。職場というのは、ルールがあいまいで臨機応変が求められ、他者とのコミュニケーション無しには勤まらないことが、大きなハードルとなります。

周囲から見ると、融通が利かなかつたり、一から十まで伝えないと出来なかつたり、自分のやり方にこだわりが強く映る彼らは、“困った人”と見られがちかもしれません。しかし、本当に困っているのは当事者さん本人なのは、あまり知られていないでしょう。

現在60歳以上の年代には、発達障害を抱えていても、定職に就いて、やってきた人が多くいらっしゃいます。当時は職場にもっと余裕があり、上司の面倒見もよく、不器用な彼らがゆっくと一人前になる過程を、辛抱して見守れたのでしょう。飽きずにコツコツこなすのが得意な彼らに、向いた仕事も沢山あったのでしょう。

◆ みんなにとっても息苦しい今の社会風潮

実は今、世界各国で、発達障害者は増え続けています。私はその原因の一つは、社会が効率や生産性を追求しすぎて余裕を無くしたことで、彼らの困難を浮かび上がらせたと考えています。また、気の利いた冗談も言えないとすぐにネクラとレッテルを貼ったり、不文律を読み違える人達をKYなどとすぐに疎外する、そんな社会の雰囲気も関係しているのではないのでしょうか。こうした世間の空気は、実は一般の方にとっても生きづらさを生んでいます。発達障害者が「障害者」になる社会は、みんなにとっても息苦しい社会なのだと思うのです。

みなさんの周囲の「本当は困っている」人達に「いつでも相談してね」とひと声掛けるだけでも、彼らの生きづらさは少しは和らいでいくのでしょうかね。そんなゆる～い温かな眼差しが何よりの薬になる訳で、そんな心がけを是非お願いしたいと思うのです。



NPO 法人 AsWish アズウィッシュ
ホームページ : <http://aswish.jp>
ブログ : <http://ameblo.jp/kanrinin-hp>

ひととひと

「自由をこよなく愛し、無私の心で」～梶本徳彦さん



今回は、高津高校同窓会前会長の梶本徳彦さん(13期・73歳)にインタビューさせていただきました。梶本さんは8年間大阪府副知事を務められた後、大阪府社会福祉協議会会長や済生会大阪府支部長などを歴任、現在、よりそいネットおおさか代表理事などをなさっています。謙虚で頼りになる同窓会会長だった梶本さん。お話は尽きませんでした。(税理士 林 幸)

☺ どんな子どもさんでした？

港区で生まれてすぐ両親の故郷の奈良県二上村(香芝市)に疎開。当時病弱だった母に代わり、同居の叔母に育てられました。男2人女4人の兄弟の5番目で、叔母によると本好きで大人しい子どもだったそうです。叔母は戦争未亡人。当時はよくあったことですが、夫の出征前に結婚、そのまま帰らぬ人になったのです。

🌳 ご両親はどんな方だったのですか？

父親は、頑固ですぐ怒る、怒ったらちゃぶ台をひっくり返すという昔人間でした。小3の時に河内木綿の集散地であった平野区に一家で転居。父は布団用の製綿機の販売代理店及び修理業をし、母は家で布団の打ち直しの仕事をしていました。高校まで私も自転車で布団の引き取りや配達をしていました。

夕飯が職人さんと一緒に、取引先の人も来て、酒を飲みながら毎晩11時頃まで続くんです。こんな騒がしい家はいつか出て行ってやろう(笑)と思っていました。

母は働き者で面倒見がよく、慕われていました。子どもたちにも優しく、包み込んでくれていました。

大学進学したのは私だけでしたが、家族は自分のことのように喜んでくれ、奨学金申請をすると言う僕に父は「学資を出すのは親の務めだ」と言い張り、出してくれました。両親や兄たちには本当に感謝しています。

⊗ 中学校もおとなしい子だったのですか？

まあそうやね～当時は60人学級やったし、先生にとっては扱いやすい子やったやろね。大学出たての副担任の女の先生が理知的で美人でね～3年間クラス替えなしで…ものすごく可愛がってもらって…まあそうやな～(遠い目)初恋やったかな～(笑)。

🏠 高津高校に入学されたのは？

姉が高津で、制服もないし自由そうでいいなあと…。体育と音楽、理数系が苦手…新聞部に入り、ユニークな先輩方に酒もたばこも教えられ、印刷工場に行ったり…部室で徹夜したり、こっそり酒を飲んだり、夜中にプールで泳いだり…自由奔放やったな～(笑)

3年の時が60年安保で、6月に樺美智子さんが国会前で亡くなり、高津自治会会長や新聞部部長だった僕や友人で呼びかけて、フランスデモに参加したんです。他校生たちとみんなで手をつないで御堂筋一杯に広がって…興奮したね～

🏠 そういえばワングルの創始者だとか…

自分たちでそれぞれ企画した修学旅行で尾瀬に行っ…帰りの夜行列車で「山よかったねえ。綺麗やったねえ」と話が弾み、ワンダーフォーゲル部を創ろうということになり、帰ってから設立趣意書を書きました。

今の高津のワングルは本格的で国体で優秀な成績を収めるなど素晴らしい活動をしているけど、当時はハイキングに毛が生えた程度で(笑)、まあワングルらしいと言えばテント張って野営したくらいかな～

🏠 京大に入られてどうでした？

僕の成績では受からんやろうと思われていて、僕自身受かって浮かれて(笑)2年間雀荘通い。ゼミは一番マイナーな外交史で、ゼミ生が2人。おかげで先輩方ともよくビアホールに連れて行ってもらいました。

教授の「多くの学友が戦争で命を落とした。残された人生は、再び戦争を起こさないよう平和を守るために尽くすことである」の言葉が心に残っています。

🏠 奥様とはどこで知り合われたのですか？

実は、ドイツ語の単位が取れてなくて卒業が危うく、何とかレポート提出で許してもらい、その時の頼みの綱が高津同期の女性。オフレコやけど、父親がドイツ語教師の彼女にレポートも書いてもらって…(笑)。彼女の親友が妻で、妻も高津の新聞部だったのですが、そのことがあって再会して付き合い出したんです。

🏠 大阪府庁に入られたのは？

まあそんな訳で就活しないまま卒業して、たまたま募集していた府庁でアルバイトして…これではイカンと勉強して採用試験に受かってやれやれ…(笑)。当時、景気が良く、先輩が「是非府庁に来てくれ」と勧めに来たのです。勧誘がなくても府庁に入ってたけど(笑)。

【目】 大阪府庁に入られてどうでしたか？

府庁では、仕事には厳しいが、人格優れた良い上司に恵まれ、鍛えられました。「自分のために仕事をするな。社会のため、府民のためを第一に考える。それであれば従順でなくてよい。媚びへつらう必要は全くない、自由に物を言えばいいんや～」と言われました。「無私の心」は今も心がけています。

最初に法制調査課に配属されて、課長から特命のテーマを与えられ、24歳の僕にとっては雲の上の総務部長の前でプレゼンテーションをやらせてくれたんです。大阪都政がいいか、道州制の前段階の府県合併がいいか、どちらの方向を大阪府は歩むべきかと。その経験から、職階を跳び越えてでも、能力のある、提案力のある若い人の意見を聞くようにしてきました。

👤 一番印象に残った知事さんは？

やはりノックさんやね～。今は通用しないけれど、理想的な昔風のリーダー。「任せる、好きなようにやれ、責任は自分が取る」と。おかげで伸び伸び生き生き(笑)、よく話もしたし、エピソードも沢山あるね～。

📣 ノックさん時代の印象深い出来事は？

平成7年、ノックさんが知事になった時、福祉部長になって…当時はいわゆるばらまき福祉が多く、例えば障害者・80歳以上の高齢者に1人1万円を毎年末に給付していたのです。それを本当に困っている人、自立参加のためのプランに使いたいとノックさんに言いに行くと「わかった。責任はワシが取る」と言ってくれたんです。議会で大もめにもめたけど通りました。第2弾は、高齢者の医療費負担を実質0にする巨額の府の補助を見直しました。当事者や専門家で審議会を立ち上げ、全て情報公開して、それに代わる政策提言を若手チームにさせて、総まとめを高津後輩の伊藤誠君にしてもらった。さすがに議会で通る自信がなかったし、猛烈な各団体や議員の反対があったけど、紆余曲折を経て可決され、23の新規事業を立ち上げました。これらは、それまでの知事だったらできなかった。

🗨️ ノックさんのエピソードは？

ある時「失礼ながら、提言の細かい中身がわかっておられるようには思えないんですが…」と言うと、「ええねん。目と態度でわかるんや。ほんまに真剣にやろうとしているのか、この人間は信頼できるかが…。米軍キャンプ時代から苦労してきて、人を見る目と勘は

あるんや」。「大筋を説明してくれたらいい。何をやりたいのか。どういう効果があるのか。問題点や障壁は何かと…。ノックさんは、難しい漢字は読めなかったけれど、耳学問は確か政治的な勘は鋭かったね～。

👤 代表をされている“よりそいネット”は？

刑務所出所者で主に高齢者・障がい者の人の支援をしています。退所後、支援や受け皿が無いために、結局刑務所に戻ってしまう人が多いのです。そのために、退所前から相談に乗り、福祉・医療・就労・人権などの専門機関や協力者と連携して、一人ひとりの納得のもとに、行き先に繋げるなどの活動をしています。

👤 今課題と思われることは？

何と言っても福祉のことやね。景気対策優先で、消費税増税は先送りしつつ、昔ながらの公共事業予算は増加する一方、医療・年金などの自然増分を削減する、介護報酬引き下げ、要支援の人を対象から外し、要介護2以下の施設入所は不可となるなど、福祉の後退ともいべき情勢が続いています。

福祉の最大の担い手である社会福祉法人にとっても人材不足と相俟ってかつてない厳しい経営環境です。社会福祉法改正の組織のガバナンス、透明性の確保の確立は重要なことだと思うけど、一定規模以上の社会福祉法人に対する会計監査人の設置義務付けは形式的に過ぎるという気がするね。

それでもなお、社会福祉法人には頑張ってほしい。何より大切なのは、利用者の満足度が高く、職員にとって働きやすく能力を伸ばせる組織であり、地域に根ざしていることだと思う。そのためには、地域の福祉ニーズを見据えて経営戦略と経営計画を確立し、施設の外に出て、医療や地域と連携した福祉サービスや社会貢献活動事業を拡充することだろうと思う。

👤 高津高校100周年は2018年です

僕ときは、100周年は次期に譲る気持ちもあって、大したことはできなかったけれど、今の佐伯会長の執行部は、機動的能動的で、まさに100周年に相応しいと敬服している。ぜひとも成功してほしい。

「僕の話なんか参考になれへんよ」と第一声。

でも、可愛かったらうなあと想像する子ども時代、自由奔放な学生時代、そして自由闊達だった大阪府庁の雰囲気など、意外なお話の数々に引き込まれました。そして、社会福祉のことになると話が止まらない！

こんな人生の先輩がいらっしゃって本当に感謝です。



一筆啓上

**原発の採算性を
どう見るか**

公認会計士 茂腹 敏明 様

前号レター記載のナチス台頭時の歴史教訓と原発の話、とても興味深く拝読しました。また経営倶楽部第92回テーマが「憲法」であることに同業者として敬意を抱き、僭越ですが、その二つのテーマのうち、とりあえず原発につき、一筆啓上します。



*** 原発は欠陥製品！？**

私の親友に、某国立大学工学部教授で、高度の安全性を要求される医療電子機器の研究に従事し、スウェーデン・米国・日本の医師の資格を持ち、核放射線医学・安全工学・材質工学に精通する人物がいます。その彼が、福島原発事故を契機に、原発の安全性につき、猛然と調査し始めました。原発の設計図を分析し、原子力工学の教授と議論をして得た結論は、「原発は安全性を確保できていない欠陥製品である」でした。そして、私に原発の採算判定調査の依頼をしてきました。

*** 原発採算性劣位は米ウォール街の常識**

そこで、私は、原価計算手法とディスカウント・キャッシュフロー手法を使い、その上でファイナンス理論を踏まえた過酷事故発生確率も入れ込んで、報告書を作成したところ、A4で200頁となってしまいました。

その私の結論は、「採算性は、水力が断トツに優位。原発は火力に比べても劣位。原発のコストの方が低いということはありません。」でした。2014年のブルームバーグ・NEF情報配信による各発電コスト比較もそうですし、米国ウォール街では、それが常識です。

*** 電力会社が原発を動かしたがる理由**

注意すべきは、電力会社が既に金をはたいて原発と火力の両方の設備に投資済みであるという状況下において、原発と火力のどちらを選んだ方が、コストがかからないか、あるいは今後の資金負担が少ないのかという問いと、上の採算判定の問いとは根本的に異なるという点です。

初期投資が終わっているという状況下での問いへの回答は、変動費支出(主に燃料費支出)だけについて部分的に、原発と火力を比較することになるので、原発が優位となります。電力会社が原発を動かしたがる理由はこれなのです。決して、原発の採算性が良いからではありません。これは全体最適解と部分最適解の違

いであるとの言い方もできますが、管理会計の初歩的な知識があれば、当たり前のことです。

*** ある電力会社幹部の本音**

その報告書の作成中に、ある中央省庁の役人をして別々の友人から興味深い話を聴きました。彼はある電力会社の幹部との飲み会で「本当は、原発はやりたくない。国がやれというからやむなくつきあっているんだ」と内心を告げられたそうです。私は、この言は本音だと思います。

何故なら、原発は稼働期間40年として当初の設備投資負担額が余りに巨額で、30数年経過して残りの数年で設備投資額回収を完了するタイプの資金支出・収入構造になっています。このタイプの事業は、回収期間中に何があるかわからないので、事業リスクが高く、中小企業は、決して参入しません(但し不動産賃貸業は除く)。したがって、ようやく資金回収が完了する時期にさしかかった時に、「安全基準が変わったので、安全設備の追加投資をしろ！」と国から指示されても、「いまさらなんだ！」と言いたくなるということです。

そうすると、国は、安全性に懸念のある老朽原発の稼働期間を延ばすことで、電力会社をなだめる他ないという無責任なもたれあいが、残された道ということになります。現実はその道を辿っている様です。

*** 自由競争原理を貫徹するスウェーデン**

ここで思い起こすのは、スウェーデン政府の電力供給エネルギー源選択にかかわる国家政策です。同政策は、福島原発事故前に制定され、「老朽化した原子炉の建て替えは認める。しかし、政府は廃炉費用、核廃棄物処理保管も含めて、経済的に一切支援しない。電力供給エネルギー源選択は、経済合理性に基づく市場の判断に任せる。」というものです。



即ち、米国以上に企業に自己責任を求め自由競争政策を採用している同国は、衰退産業は一切支援しないという方針を原発産業にも適用して、原発の廃止を実質的に目論む巧妙な策を採用しているということです。そこから、同国の中小企業が競争力を持ち、且つ1人当たりの国民所得が日本よりはるかに多く常に上位である理由もわかります。

いずれにしても、日本の中小企業の経営者は、原発が日本の経済と財政の重荷になっている現実には早く気が付き、その真相を直視すべきと思われます。

ほかつ 保活をなめました



杉田 旭子

現在1歳と3歳の子供がいます。大阪府中央区在住です。以下は、保活(子供を保育園に預けるために色々活動すること)をなめていた、私の経験です。

第1子妊娠時は正社員でした。体を動かす仕事なので、お腹が大きくなっては無理と退職しました。

当時は、「保活」という言葉を知ってはいましたが、いい保育園に！と熱心な方が早くから情報収集するんだと他人ごとと思っていました。

認可保育園に入れない！ 認可外保育園は高い！

平成25年5月、第1子出産。予想通り？「仕事がしたい！外に出たい！」となりました。事務の仕事で子供同伴でもいいよというところがあり(林事務所ですが)子連れ出勤させてもらいました。最初は子供も寝返りしないし、周りの好意でなんとか耐えましたが、すぐにハイハイするようになり、書類を破いたり食べたり…。「そろそろ保育園に」と思うと、翌春の入所の締切が目前！とりあえず書類を提出してみたものの、点数が足りず認可保育園は無理(市の基準点数<下表参照>が高い人から入所)。とにかく認可外の保育園に預けると…保育料と収入が同額！0歳児は値段が高い(保護者からの保育料収入だけの認可外保育園の経営も大変)。当時は夫が転職中で厳しかったです。

大阪市保育利用調整基準(抜粋)

就労点数	100	週5日以上かつ日8時間以上勤務し収入がある
	80	週4日以上かつ日6時間以上働いている
	60	求職中
調整指数	-5	雇用主が保護者の配偶者か3親等以内の親族
	-3	別居の祖父母に預けることが可能
	7	きょうだいを利用中の施設を希望

保育ママに入れた！でも制度移行で…

平成26年春、保育ママ(小規模保育園)に空きがあると聞き入園できました。すると、保育料が安い！つまり我が家は低所得だったからです。やっと安心して働けるようになりました。

そして秋、平成27年度から保育事業の制度が移行、保育ママが小規模保育施設に移行するはずが「申請ミスで認可を外れた」と！慌てて書類を書き別の小規模保育園に受かったものの、自宅から遠くに移転。2人目の妊娠7か月で送迎が無理と諦めて辞退。

平成27年4月以降、認可外で頑張るという以前の保育ママに預けていましたが、7月に潰れてしまい…
値段の安い認可外保育園は…

新たに保育園を探し値段の安い所へいくと、職員さんが基本1人で、散歩など外へは一步も出ない、エレベーターも頻繁に故障。さすがに子供の安全と精神面でいかん！と最初の認可外保育園(給料=保育料)へ戻ることに。金額的にはきついけれども、安心でした。

そして平成27年秋の書類提出。仕事を増やし、できる限りの点数で挑みましたが、2歳児枠が少なく長男2歳は第5希望の新設の小規模保育園へ(1年間のみ)。娘0歳は、第1希望の保育園へ。

0歳児で入らなかつたら募集枠がない

中央区では0歳児の募集は136名に対し申込みは146名。2歳児は募集が51名、申込みは118名。

平成28年春、子供2人別々の園への送迎は想像以上に大変でした。やっと慣れてきた今、また来年春の入所の書類提出の時です。大阪市内ではここ数年で規制の少ない小規模保育園が増えました。その卒園児(満3歳)は来年どこへ行けるのでしょうか。

来年はどうなる？ 幼稚園は？

幼稚園という選択肢もありますが、公立幼稚園は長時間働くには制限が多く、私立の幼稚園も、それぞれ独自のルールでやっておられます。

市の制度は、自営や不規則な勤務では預けにくいと感じます。また、子供が0歳の時からフルタイムで復帰すると決めて活動しないと、1歳以降になると募集枠がなく中々入れません。出産前に思っていたように家事育児もできて仕事もできる、という状態には簡単にはならないようです。

保育園等	特徴
認可保育園(厚労省管轄)	国の基準を満たしている。市区町村で手続き。保育料は収入に応じ大阪市では0~7万円程度。比較的安価。
小規模認可保育所	0~満3歳。定員20人。園庭の基準などが低く都市部で増えている。
認可外保育園	国の基準を満たさないのが、園庭がなく保育士が少ない等がある一方、夜間・休日保育、英語・スポーツなど教育熱心な所もある。保育料は高額。
認定こども園	新しい制度。幼稚園機能と保育園の機能があり園により様々。
幼稚園(文科省管轄)	満3歳~6歳。基準は4時間。預り保育を実施している園もある。



読者の皆様からのお便り

☘ シェアリングレター拝受いたしました。52号では、渡部通商株式会社渡部社長の企業経営におけるあるべき姿の実践の数々、永大産業株式会社の吉川様のお話は現在私が直面している職責の場で大いに悟るところがありました。貴重なご示唆を頂きました。

そして、巻頭の林所長から贈られたお言葉を残り少ない人生の指針として日々精進したいと心を新たにしています。ありがとうございます。

MG研修を終えてから既に5年の月日が流れ、研修内容はほとんど忘れ去っていましたが、前田先生の「マネジメントゲーム」の記事に接し、部分的にはありますが研修の場を思い出し感激に浸っています。

「熊本地震」被災者の皆様のニュース画面に涙し、以前、最後の帰還日本兵の小野田さんが“自然と共生するとは、おこがましい。自然は恐れ敬い尊ぶべきである”と云う意味の言葉を改めて噛みしめています。

中小企業診断士 久保 量則 様

☘ 林先生、風の谷のナウシカをお送りいただき、有難うございます。先生と名古屋でお会いした時に、思いがけず先生の口からナウシカの話が出た時は、尊敬する大先輩に親近感を感じられてとても嬉しかったです。

妻も息子(10歳)も、もちろん私もナウシカは大好きで映画は何度も観ました。あの世界観と映像美、ストーリーの奥深さに感動していました。ナウシカのように自分の信念を利他に徹して貫くことができたらと思います。家族全員で楽しみに読ませて頂きます。

どう生きていくべきかわからず、林先生に憧れてANAセミナーに参加して20年が経ちました。少しは仕事をして生きていると思えるようになりましたが、改めて先生の生き方を近くでみる機会を得て、もっともっと周りの人達のために頑張らねばと思ひ直しています。

社会福祉法人の転換期に、少しでも関与先を始めとする法人の役に立てるよう、先生を先頭とする先輩方を手本に、夫婦で頑張っていきたいと思っております。

税理士 吉野 仁 様

☘ 春惜しむ…。シェアリングレターの中で、ますますお元氣な泉和幸先生を拝見でき、幸せです。今回も、すごい素敵な資料にびっくり致します。御礼まで。

フラワーアーティスト 佐藤 美佐子 様

☘ 音楽で生きていくのは本当に大変です。特にクラシック音楽では。私の住んでいるエッセンには音楽大学があるので日本からの留学生や、そのまま残っている音楽家が何人かいます。おかげで日本では見たこともなかったオペラにも何度か行きました。たいがいはタダ券などもらって。演奏会にもよく行きます。知り合い達が演奏するので。本当はもっと派手な音楽が好みなのですが、いいものはいい！

日本でのオペラ会場が寂しいものであることは想像がつきます。しかも日本のチケットは高い！！そんな状況の中でずっとがんばっていらっしゃる石多さんはえらい！しかも私のことまで覚えていてくださったとは、感激です。突然先輩が身近に感じられてきました。同窓会のネットのおかげ。

ドイツ在住 熊谷 美繪 様

☘ 今回もシェアリングレターを送っていただきありがとうございます。1頁目のタイトルが目に入って来てびっくり。シェアリングレターが届いたのは、私たち夫婦がスペイン・ポルトガル旅行をしているときだったのです。私たちは天正遣欧少年たちがお世話になった教会や施設を何か所も回ってきました。

そして、バルセロナではスペイン在住でピアニストとして活躍している高校後輩の比石妃佐子さんに会いました。彼女はときどき日本でリサイタルを開いていますが、クラシックは型にはまった今までのやり方ではなかなか広まらないのを彼女も十分感じていて、それに関して相談がありました。そのため、石多エドワードさんが同様のことを以前感じて活動の舞台を変えたという点も共感を持って読みました。

本当にグッドタイミングです。ちなみに彼女はスペインでは有名で、サグラダ・ファミリア大聖堂でも演奏し、日本でも「徹子の部屋」に出演していました。

東京都品川区 岩崎 正秀 様

☘ 事務所通信を有り難うございます。石多エドワードさんへのインタビュー記事、興味深く読ませて頂きました。他にも参考になる内容も盛り沢山の記事が多く、ゆっくり読ませて頂きます。高津100周年記念事業については微力ながらご協力できればと思っております。

高津高校30期 大和 義人 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。





Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



＊「人生手語り」感でしんどくなっていた矢先、以前からの「ANAを受けたら人生変わるよ〜。おすすめだよ〜」という言葉が「ポンッ」と突然胸に飛び込んできました。勧めて下さった方々が素敵な方ばかりだったこと、そして自分で問題が解決できない時は「何だかわからん」ものを試してみるのも有効ではないかと考え、今回の受講に至りました。



多くのことを感じ、学ぶことができました。例えば口癖という小さなことにも自分の問題が現れていること。なんと多くの人は自分で自分を傷つけ、いじめ、もったいない時間を過ごしてしまっているのかとも。

とはいうものの、「シャバ」に戻り、ガラッと平安な気持ちになれたというわけでもなく…。全く変わらない現実に対しての自分の気持ち、反応の一つ一つに注釈がついて頭の中がうるさくなっています。

3か月後には、そのもろもろが整理され、スッキリとした毎日が送れるようになるのかどうか？これからの変化を楽しんでいきたいと思えます。

砂川 奈津美 様

＊今の自分を変えたい…。その思いは前からありました。ANAの受講は自分への挑戦でもありました。

1日目、2日目とセミナーが進み、今まで生きてきた中での考え方が無意識に行っているしぐさや行動などに表れているのだなあ、自分では分かっているつもりでも、心のどこかで眼の障害のせいにして本当の意味での受容ができていなかったなあと気づかされました。

セミナーを終え、スーッと気持ちが楽になりました。ジェットコースターのような3日間、貴重な体験をさせて頂きました。

佐藤 心咲 様

＊セミナーが始まってしばらくは不安と緊張でガチガチになっていました。自分に対する不満や弱さ、自信のなさがそうさせていたのだらうと思えます。

でも「ここへ自分で来たからには何かを得て帰ろう！」と決心して動き始めたら変わっていきました！

そしてとても充実して楽しく3日間やり切れました。それは僕にとってとても嬉しいことでした。健康で元気に精一杯生きること…それは今最も欲しくて魅力的なこと、一番足りていないと思うことだったからです。今思い返せば、自分の中で「決断」「選択」「勇気ある一歩」の行動ができていたからかもしれません。

難しく考え込んでしまわず、勇気を持って一歩踏み出すことで、不安に思っていたものとは違った未来がある。それが僕には一番必要だったのかも…。

もちろん僕が行動してみたことはキッカケで、そんな弱々しい僕でも受け入れてくれたみんなの存在があったから。それぞれが個性的で強烈な魅力を持った人達で、その一つ一つに感心することばかりでした。そんな魅力的な仲間達と出会い、とても充実した嬉しい時間をありがとうございました。

前田 健吾 様

＊今まで何度も本を読んだり勉強会に出たり、自分を見つめ直す機会を持ってきました。その都度分かった気になるのになかなか日常に落とし込めないジレンマ。らせん状にでもゆっくり成長の階段を登れているのではないかと望みを抱きつつ、小さな失望を重ねてきました。ですからセミナーを終えたこれからは、本当のスタートなのでしょう。

ただこの3日間の濃密な時間で得た気づきと幸福感は、頭で理解したというより体得と言えるような経験だったので、簡単に抜けそうにありません。何より仲間の存在が私を勇気づけてくれていて、きっとできる、大丈夫、という、これまでにない確信のような気持ちを抱かせてくれています。これからもどうぞよろしくお祈りします。

平岩 友梨子 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程： ◆2016年11月ANA ◆ 11月 3日(祝)～ 5日(土)
◆2017年 2月ANA ◆ 2月10日(金)～12日(日)
◆2017年 5月ANA ◆ 5月 4日(祝)～ 6日(土)

ANAセミナーは、3日間のメインプログラムと、3回のフォローアップの6日間のプログラムです。

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円) お問い合わせは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770



第94回経営倶楽部のご案内

今回の経営倶楽部は、システムコンサルタントの中島 進 様をお招きし、「中小企業が直面しているIT問題とその対応」と題しお話しいただきます。

中島様は、長年、中小企業のようなIT問題に直面し、業務フローの見直しなど企業の実態に合わせた方法で解決してこられました。「システムの提案をされたがどうしたらいいか」「情報漏えい、迷惑メールはどう対応すべきか」「Windows10に変えていいのか」「スマホやタブレットはどう活用したらいいのか？」など、様々な課題について、お話しいただく予定です。皆様、是非お誘い合わせの上、参加くださいますようご案内申し上げます。

- 講師 株式会社ウエーブ 代表取締役 中小企業診断士 中島 進 様
- テーマ 「中小企業が直面しているIT問題と対応」～ズバリ、貴社のIT問題についてお答えします～
- 日時 平成28年10月22日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 講演会：つるやホール つるや第二ビル 5階会議室
- 会費 講演会：5,000円 懇親会：4,000円

❖ 次回、第95回経営倶楽部は平成29年2月4日(土)泉 和幸 先生のご講演を予定しております。

❖ お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒ info@share.gr.jpまで

◆◆ 社会福祉法人会計簿記 第12回 認定試験は、平成28年12月4日(日)です ◆◆
 申込期限は10月31日。詳細は ⇒「一般財団法人 総合福祉研究会」<http://www.sofukuken.gr.jp/>

◆◆ 出版物紹介 ◆◆ 「平成29年4月からの社会福祉法人の会計監査」
 ～ 指導監査とは異質の会計監査制度創設 ～ 監査法人彌榮会計社・仰星監査法人 編

❖ 本書は、社会福祉法人に新しく導入される「会計監査人監査」が一体どのようなものなのか？社会福祉法人や職業会計人の疑問に答えるために、内部統制の相互関係をわかりやすく解説し、会計監査に対する不安を解消するために作成しました。円滑な導入の参考になれば幸いです。



【第35期 よくわかる！経営基礎講座】 於：Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 事業構想編 平成28年11月17日～12月15日 18:30～21:00 毎木曜日 全5回(受講料26,460円教材費込)
 事業計画編 平成29年 1月12日～ 2月 2日 18:30～21:00 毎木曜日 全4回(受講料21,600円教材費込)

YUKIのつぶやき

★所信表明演説で、首相の「日本の領土の警備を続ける自衛隊等に『今この場所から心から敬意を表そう』」の言葉に自民党議員が総立ちで拍手しました。選挙資金等を握る執行部に逆らう議員はなく、公務員法改正(2014.4)で省庁幹部人事を一元管理する内閣人事局が発足、物言う官僚はいないそうです。「日本人はなぜ戦争へと向かったのか(新潮文庫)」を思い出しました。1937年9月、近衛首相の演説のラジオ放送には、動員された聴衆による割れんばかりの拍手と万歳三唱。1938年5月、中国戦線からの生放送では、ベルリンオリンピックの「前畑がんばれ！」で有名なアナウンスを起用。「祖国の皆様、皇軍の大勝を神仏に祈ってください!」。ナストイの手法を徹底研究したとのこと。連戦連勝に酔う国民は、やがて屈服しない中国への苛立ちと石油禁輸する米国憎しへ。東条首相も実は日米開戦を回避したかった。でももう国民説得の術がなかったとのこと。ナショナリズムを煽ることを逆利用するなら怖いと感じます。

★「帰ったら(母に)聞こう」。「子どもは人様が育ててくれる」と、授業参観などに来なかった母ですが、私の相談には目も覚めるようなアイデアで勇気付けてくれました。家は駆込寺のようで、物事が母の手にかかると手品のように解決するのです。母の「こうしなはれ」に皆が頷きます。しかも母は、自ら交渉に動き、全力で解決するのです。「何て心の綺麗な人だろう」と思いました。でも時に、相手が喜んでない風なのを感じ、「何で母の気持ちがわからないの」と悲しくなりました。気付いたのは、母が代りをしてしまうと、その苦勞がわからず、自己決定権が蔑ろになったり、押し付けになったりするのだと。そして「母のようににはならない」と心に決めた私ですが、たまに子どもから「おばあちゃんそっくり」と言われます。「違う!」と反発しますが、どうも私の原点は母のようです。今年になり、母は、あれよあれよと介護が必要に。自立心の強い母も少し諦めたようです。実家に行く機会が増え、子ども時代を思うことが多くなりました。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行
大阪市天王寺区生玉寺町1-13 サンセットビル	税 理 士 林 幸 中小企業診断士・税理士 前田 有太可
〒 543-0073	税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
TEL 06-6772-7770	税 理 士 林 竜弘 公認会計士 藤原 良樹
http://www.share.gr.jp/	税 理 士 小林 匠 公認会計士 田中 雄介
FAX 06-6772-7740	

☆次号は29年4月発行予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒ info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499